

医科点数表の解釈

平成30年4月版

Web追補 No.12 (令和元年5月号)

令和元年5月17日作成

- 以下の省令・告示・通知により、本書の内容に変更が生じたので、ここに追補します。
 - 平成31年4月26日 厚生労働省告示第242号（平成31年5月1日適用）
 - 平成31年4月26日 保医発0426第3号
 - 令和元年5月7日 厚生労働省令第1号（公布日（令和元年5月7日）施行）
- Web 追補のバックナンバーは、当社ウェブサイト上の『[診療報酬関連情報ナビ](http://www.shaho.co.jp/shaho/2018_sinryo/index.html)』からご覧いただけます。本追補と併せてご利用ください。（http://www.shaho.co.jp/shaho/2018_sinryo/index.html）
- 「疑義解釈資料の送付について(その14)」(平成31年4月17日医療課事務連絡)、「改元に伴う保険医療事務の取扱いについて」(平成31年4月22日保医発0422第2号)が発出されています。『[診療報酬関連情報ナビ](#)』の[診療報酬関連情報データベース](#)より、本追補と併せてご確認ください。

頁	欄	行	変更前	変更後
459	右	下から11行目	エミシズマブ製剤 イカチバント製剤 サリルマブ製剤 〔黄色網かけはWeb追補No.7にて改正済み〕	エミシズマブ製剤 イカチバント製剤 サリルマブ製剤 デュピルマブ製剤
459	右	下から9行目	(最終改正;平30.11.30 厚生労働省告示第405号) 〔黄色網かけはWeb追補No.7にて改正済み〕	(最終改正;平31.4.26 厚生労働省告示第242号)
468	右	下から16行目	又はフルルビプロフェンアキセチル製剤	、フルルビプロフェンアキセチル製剤又はヒドロモルフォン塩酸塩製剤
468	右	下から13行目	又はオキシコドン塩酸塩製剤	、オキシコドン塩酸塩製剤又はヒドロモルフォン塩酸塩製剤
468	右	下から4行目	〔次行に追加〕	(平31.4.26 保医発 0426 3)
478	右	上から18行目	エミシズマブ製剤 イカチバント製剤 サリルマブ製剤 〔黄色網かけはWeb追補No.7にて改正済み〕	エミシズマブ製剤 イカチバント製剤 サリルマブ製剤 デュピルマブ製剤
478	右	上から20行目	(最終改正;平30.11.30 厚生労働省告示第405号) 〔黄色網かけはWeb追補No.7にて改正済み〕	(最終改正;平31.4.26 厚生労働省告示第242号)
479	右	下から12行目	エミシズマブ製剤 イカチバント製剤 サリルマブ製剤 〔黄色網かけはWeb追補No.7にて改正済み〕	エミシズマブ製剤 イカチバント製剤 サリルマブ製剤 デュピルマブ製剤
479	右	下から10行目	(最終改正;平30.11.30 厚生労働省告示第405号) 〔黄色網かけはWeb追補No.7にて改正済み〕	(最終改正;平31.4.26 厚生労働省告示第242号)
481	右	上から21行目	エミシズマブ製剤 イカチバント製剤 サリルマブ製剤 〔黄色網かけはWeb追補No.7にて改正済み〕	エミシズマブ製剤 イカチバント製剤 サリルマブ製剤 デュピルマブ製剤

頁	欄	行	変更前	変更後
481	右	上から23行目	(最終改正; 平30. 11. 30 厚生労働省告示第405号) 〔黄色網かけはWeb追補No. 7にて改正済み〕	(最終改正; 平31. 4. 26 厚生労働省告示第242号)
483	右	上から15行目	エミシズマブ製剤 イカチバント製剤 サリルマブ製剤 〔黄色網かけはWeb追補No. 7にて改正済み〕	エミシズマブ製剤 イカチバント製剤 サリルマブ製剤 デュピルマブ製剤
483	右	上から17行目	(最終改正; 平30. 11. 30 厚生労働省告示第405号) 〔黄色網かけはWeb追補No. 7にて改正済み〕	(最終改正; 平31. 4. 26 厚生労働省告示第242号)
489	右	上から25~26行目	, エミシズマブ製剤, イカチバント製剤及びサリルマブ製剤 〔黄色網かけはWeb追補No. 7にて改正済み〕	, エミシズマブ製剤, イカチバント製剤, サリルマブ製剤, デュピルマブ製剤及びヒドロモルフォン塩酸塩製剤
489	右	上から27行目	(平30. 5. 21 保医発 0521 8) (平30. 11. 19 保医発 1119 4) (平30. 11. 30 保医発 1130 1) 〔黄色網かけはWeb追補No. 7にて改正済み〕	(平30. 5. 21 保医発 0521 8) (平30. 11. 19 保医発 1119 4) (平30. 11. 30 保医発 1130 1) (平31. 4. 26 保医発 0426 3)
1353	—	上から 7 行目	(最終改正; 平成30年 3 月 5 日 厚生労働省令第20号)	(最終改正; 令和元年 5 月 7 日 厚生労働省令第 1 号)
1362	処方箋様式		「平成」を「令和」に改め、「患者」の「生年月日」欄の「明大昭平」を「明大昭平令」に改める。	
1362	処方箋様式の「備考2」		日本工業規格A列5番	A列5番
1363	処方箋様式		「平成」を「令和」に改め、「患者」の「生年月日」欄の「明大昭平」を「明大昭平令」に改める。	
1363	処方箋様式の「備考2」		日本工業規格A列5番	A列5番
1396	—	上から 5 行目	(最終改正; 平成31年 4 月 2 日 厚生労働省告示第217号) 〔黄色網かけはWeb追補No. 11等にて改正済み〕	(最終改正; 平成31年 4 月 26 日 厚生労働省告示第242号)
1400	—	上から 8 ~ 9 行目	, エミシズマブ製剤, イカチバント製剤及びサリルマブ製剤 〔黄色網かけはWeb追補No. 7にて改正済み〕	, エミシズマブ製剤, イカチバント製剤, サリルマブ製剤, デュピルマブ製剤及びヒドロモルフォン塩酸塩製剤
1883	—	上から 9 行目	(最終改正; 平成30年11月30日 厚生労働省告示第405号) 〔黄色網かけはWeb追補No. 7にて改正済み〕	(最終改正; 平成31年 4 月 26 日 厚生労働省告示第242号)
1924	—	上から 4 行目	エミシズマブ製剤 イカチバント製剤 サリルマブ製剤 〔黄色網かけはWeb追補No. 7にて改正済み〕	エミシズマブ製剤 イカチバント製剤 サリルマブ製剤 デュピルマブ製剤

医科点数表の解釈

『医科点数表の解釈』編集部

@ika_kaishaku

https://twitter.com/ika_kaishaku

Twitter では医療図書のご案内や追補などの情報提供, その他審議会などの情報をお知らせします。どうぞご利用ください。